

第3章

計画の推進に際して



I 社会全体で取り組むための連携・協力

【市町村】

市町村は、学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に身近な教育行政を担当しています。

一方、県は広域自治体としての方針の策定や市町村における教育事業への支援を行うことなどにより、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

特に本県では、「教育に関する3つの達成目標^④」や「埼玉の子ども70万人体験活動^④」、「学校応援団^④」の推進など、独自の施策を推進してきました。これらの施策を推進するに当たっては、市町村との連携・協力により一層効果的に事業を実施することができ、本県の教育水準の向上を図ることができました。

今後も県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村に対する支援や広域調整機能を担うとともに、市町村との連携・協力を図ることにより、本県全体の教育水準の維持向上に取り組めます。

【学校】

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村への指導や助言、援助などを通じて支援します。

県立学校に対しては、設置管理者としてのマネジメント機能を発揮し、必要な指導、助言、情報提供を行います。また、各県立学校がその特性を最大限に発揮し主体的な学校運営ができるよう、課題解決や授業力の向上などに向け、チームで対応する体制づくりなどを支援します。

本計画を実効性あるものとしていくためには、子供たちの教育を中心的に担っている学校の取組が何よりも重要です。学校には、本計画の基本理念を共有するとともに、県や市町村などと連携・協力し、地域の実情や児童生徒の実態に応じて主体的に教育施策に取り組むことを期待します。

【家庭】

家庭はすべての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは教育基本法に明記されています。各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育てていかななくてはなりません。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で相互に連携・協力していくことが重要です。

また、核家族化などに伴い子育ての経験や知恵が継承されず、家庭の教育力の低下が指摘されています。

これまで本県では、「親の学習^④」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、子育てを支援してきました。

今後も、学校と家庭が連携・協力するとともに、家庭の教育力の向上のための機会を設けるなど家庭教育支援に取り組めます。

【地域】

地域は、学校や家庭とともに、子供の教育に果たす役割が非常に大きく、子供たちは地域の大人との日常的なふれあいを通して、地域の構成員としての社会性などを身に付けることができます。

地域には、学校を支えることができる多彩な人材がいます。学校の情報を積極的に発信するとともに、企業やNPOなどとも連携・協力しつつ、地域の人材を積極的に発掘し、その力を生かすことが必要です。

本県では、地域のボランティア活動により児童生徒の学習活動、安全確保、環境整備などへの支援を行う「学校応援団^④」がすべての小・中学校に組織されました。

また、地域住民の参画を得て子供たちの活動を支援する放課後子供教室^④の整備や、大学やNPO、青年会議所などが連携して実施する「子ども大学^④」の開校も進んでいます。

今後は、こうした取組を継続するとともに質の向上を図ることを通じて、学校の活性化だけでなく、地域の絆^{きずな}を深めていくことが必要です。

Ⅱ 計画の着実な実現

◆ 施策評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、企画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)という政策マネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、本計画においては施策ごとに、埼玉県5か年計画の指標に加え、分かりやすい指標を設定し、それらの指標も参考としながら施策の成果を評価します。また、その評価については、毎年度、公表します。このような取組を通じて、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていきます。

◆ 各年度における重点施策の策定

本計画は、平成26年度からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしています。この計画を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に様々な事業を展開していかなくてはなりません。

このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「埼玉県教育行政重点施策」を策定し、本計画の実現に取り組みます。

◆ 教育予算の充実・確保

人口減少・少子高齢社会の到来など、時代は大きな変革期にあります。

現在、本県の財政状況は、急速な高齢化に伴い社会保障費などの義務的経費が増加する一方で、歳入の大幅な増加も期待できる環境にはありません。このため、当面は厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況において、本県が持続的に発展していくためには、県民一人一人が、学びを通して豊かな人生を送るとともに、社会の様々な分野で能力を最大限に発揮し、共に支え合いながら、これまでに経験のない時代を乗り越えていく必要があります。

そのためには、将来の人づくりを担う教育に力を注ぐべきです。教育は未来への投資です。

また、将来、子供たちが社会的に自立することは、社会保障費の削減にもつながります。

子供たちの将来のために、また、本県の持続的な発展のために、県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の充実・確保に努めます。

また、国に対しても教育予算の拡充や教職員定数の改善について積極的に働きかけます。

【 大学・企業 】

本県は首都圏にあり交通網が発達していることから、世界をリードする研究機関、大学、民間企業が多く立地しています。

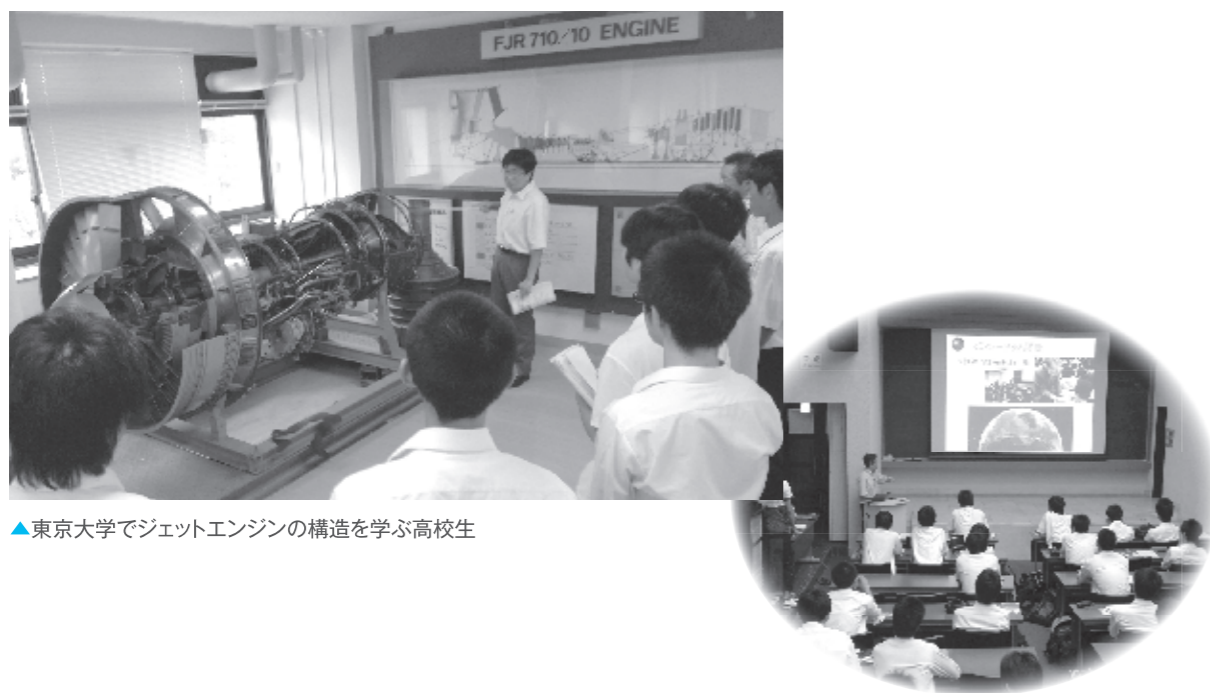
これまでもスーパーサイエンスハイスクール(SSH)※における大学や研究機関と連携した科学教育の推進や、企業との協働による高校生四者面談会(企業役員・生徒・保護者・教員)の実施、特別支援学校に通う生徒への実習の場の提供などを進めてきました。

また、「協調学習※」を活用してコミュニケーション能力や問題解決能力、情報活用能力などの育成を図る「未来を拓く『学び』推進事業」は、東京大学やIT企業との連携により実施しています。

埼玉大学とは、埼玉県小・中学校学習状況調査の結果の分析や、本県との包括協定に基づく環境教育の実施などにより、互いの教育の充実を図っています。

また、女子栄養大学とは、教職員の研修や埼玉県産業教育フェア※における取組など、互いに連携・協力して様々な活動を進めてきました。

今後も、こうした連携・協力で得たノウハウを生かし、事業や研究などを推進していきます。



▲東京大学でジェットエンジンの構造を学ぶ高校生

※網掛けの指標は、埼玉県5か年計画に基づき設定したものです。

基本目標 I 確かな学力と自立する力の育成

一人一人を確実に伸ばす教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 一人一人を確実に伸ばす教育を推進することが、将来の夢や目標を描ける児童生徒が増えることにつながることから、この指標を選定した。	一人一人を確実に伸ばす教育を推進することにより、全国トップレベルの水準になることを目指して、この目標値を設定した。	小学校6年生 89.4% 中学校3年生 73.3%	小学校6年生 95.0%以上 中学校3年生 80.0%以上	32

確かな学力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
全国学力・学習状況調査において小学校6年生では全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回る、中学校3年生では全国平均正答率(公立)を上回る正答率となった調査種別の数	全国学力・学習状況調査において公立の全国平均正答率を一定ポイント超えた国語A、国語Bなどの調査種別の数。 全国平均正答率との比較において本県の学力を測るため、この指標を選定した。	本県の平成24年度の正答率は、小学校6年生で全国平均をわずかに下回り、中学校3年生では全国平均を1ポイント程度下回る状況である。学力向上へ向けた取組を推進することで、すべての調査種別で1ポイント程度上昇させることを目標とした。	小学校6年生 0 中学校3年生 0	小学校6年生 すべての調査種別の数 中学校3年生 すべての調査種別の数	34
「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度	県内全小・中学生を対象に実施する「読む・書く」、「計算」のペーパーテストの平均正答率。 基礎学力の定着を示す数値であることから、この指標を選定した。	ほとんどすべての子供たちが「読む・書く」、「計算」に係る基礎的・基本的内容を身に付けていることを目指して、この目標値を設定。平成28年度までの達成を目標とした。	小学校3年生 95.8% 小学校6年生 96.6% 中学校3年生 92.5%	小学校3年生 95.0% (28年度) 小学校6年生 95.0% (28年度) 中学校3年生 95.0% (28年度)	
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合(再掲)			小学校6年生 89.4% 中学校3年生 73.3%	小学校6年生 95.0%以上 中学校3年生 80.0%以上	

伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	埼玉県学習状況調査の質問紙調査において、「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然について関心がある」という質問に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合。 伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けるためには、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定した。	郷土教育、伝統と文化に関する教育を一層推進することにより、平成30年度までに10ポイント程度の増加を目指して、この目標値を設定した。	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 47.0%	小学校5年生 80.0% 中学校2年生 60.0%	38
県立高等学校外国語科3年生全生徒のTOEIC-IPテストの平均点	県立高等学校外国語科に在籍する3年生全生徒が受験したTOEIC-IPテスト(教育機関などで実施されるTOEICテスト)の平均点。 グローバル社会で活躍するために必要な英語力を具体的な数値目標として設定し、外国語科に在籍する3年生全生徒がTOEIC-IPテストを受験することで、英語力の強化を目指すとともに、その結果の把握・分析により指導の工夫・改善に生かすため、この指標を選定した。	文部科学省では、高校卒業時の英語学習レベルを英検準2級程度としており、TOEICテストでは401点に相当する。また、英検2級は530点に相当する。外国語科に在籍するすべての生徒がグローバルスタンダードな英語力を身に付けていくことにつながるものとして、この目標値を設定した。	—	500点以上	

時代の変化に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
大学や研究機関などと連携した講義や授業を教育活動に取り入れている県立高等学校の割合	大学・研究機関・企業などでの講義への生徒の参加、大学・研究機関・企業などから招いた講師による講義や授業を実施している県立高等学校の割合。 生徒のより一層高い意欲を喚起し、時代の変化に対応する教育を進めるとともに、学校教育の質の向上につながる取組であることから、この指標を選定した。	県立高等学校全校で、大学・研究機関・企業などと連携した講義や授業を取り入れることを目指して、平成28年度の目標値を設定。これを平成30年度まで維持することを目標とした。	79.2%	100%	40

キャリア教育・職業教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
県立高等学校卒業生における就職希望者のうち就職内定者の割合(計画期間内平均値)	計画期間中の県立高等学校全日制・定時制別卒業生における就職内定率(就職希望者のうち就職内定者の割合)の平均値。 指標の数値については、平成26年度は単年度の内定率、平成27年度は平成26年度との2年間の平均内定率、平成30年度の終期は平成26年度～平成30年度の5年間の平均内定率。 高校生の社会的自立・職業的自立を促し、学校から社会、職業への円滑な移行を実現する必要があることから、この指標を選定した。	関係機関や企業との連携を強め高校生の就職支援を進めた平成20年度～平成24年度の5年間の平均内定率を現状値とし、その前の5年間(平成15年度～平成19年度)の平均内定率との差(全日制0.4%、定時制3.6%)を加算した数値を目標値とした。	全日制 93.3% (20～24年度の平均) 定時制 62.6% (20～24年度の平均)	全日制 93.7% (26～30年度の平均) 定時制 66.2% (26～30年度の平均)	42

幼児教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
「接続プログラム」などを活用し保育計画・指導計画の工夫を行っている幼稚園・保育所・公立小学校の割合	幼稚園・保育所・公立小学校に対するアンケート調査において、幼児期の教育と小学校教育の接続のために、「接続プログラム」などを活用し、保育計画や指導計画を工夫していると回答した学校などの割合。 幼稚園・保育所と公立小学校との接続を円滑にするためには、幼児期の教育と小学校教育との接続を図る保育計画などの工夫が必要なることから、この指標を選定した。	幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のために、すべての幼稚園・保育所・公立小学校において、保育計画や指導計画を工夫することを目標とした。	幼稚園 保育所 24.4% 小学校 8.1%	幼稚園 保育所 100% 小学校 100%	44

特別支援教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち実現した割合	県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一年次に一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。 一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実を表す指標であることから、この指標を選定した。	一般就労を希望する生徒の希望を可能な限り実現し、社会的に自立させることを目指して平成28年度までの目標値を設定。これを平成30年度まで維持することを目標とした。	76.2%	90.0%	46

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
小・中学校における特別支援学級の設置率	さいたま市を含む公立小・中学校(県立中学校を除く。)のうち、特別支援学級を設置している学校の割合。 国のインクルーシブ教育システム構築への方向性を踏まえ、障害のある子供たちについても原則として地元の小・中学校で学べる環境づくりを進める必要があり、特別支援学級の設置促進は重要であることから、この指標を選定した。	「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正で、直近の5年間は毎年約3ポイントずつ設置率が向上している。インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進していく上で、特別支援学級の設置は重要であるため、同程度以上の設置率の向上を目指して、この目標値を設定した。	58.7%	80.0%	46

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

豊かな心を育む教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
児童生徒の8割以上に身に付けている「規律ある態度」の項目数	県内全小・中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童生徒の8割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数(各学年で12の達成すべき項目を設定)。 「規律ある態度」が身に付けていることを示す数値であることから、この指標を選定した。	すべての達成目標において、児童生徒の8割以上が達成できれば、児童生徒の規律ある態度が身に付き、基本的な生活習慣・学習習慣の改善が見込まれることから平成28年度までの目標値を設定。これを平成30年度まで維持することを目標とした。	小学校 72項目中 69項目 中学校 36項目中 33項目	小学校 72項目 中学校 36項目	52

いじめ・不登校・高校中途退学の防止

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
いじめの解消率	県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合。 いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応をし、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定した。	一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるためには、認知したいじめをすべて解消することが不可欠であるため、この目標値を設定した。	92.8%	100%	54

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
不登校(年間30日以上)児童生徒数	1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒数(病気や経済的理由による者を除く。) 不登校は本人の心の問題だけでなく、学力や社会性を育む機会を失い、本人の社会的自立に関わる重要な課題であることから、この指標を選定した。	不登校の着実な解消を図るため、小学校における不登校児童数を平成22年度から50人以上、中学校における不登校生徒数を500人以上減少させることを目指して、この目標値を設定。平成28年度までの達成を目標とした。	小学校 850人 中学校 4,526人	小学校 950人以下 (28年度) 中学校 4,500人以下 (28年度)	54
不登校児童生徒の割合	公立小・中学校の児童生徒のうち、1年度内に30日以上欠席した児童生徒(病気や経済的理由による者を除く。)の割合。 全児童生徒数の減少傾向を考慮すると、人数の比較ではなく、割合で指標を示す方がより効果を検証できることから、この指標を選定した。	平成24年度の不登校児童生徒の割合における、全国で上位3位の数値を目指して、この目標値を設定した。	小学校 0.22% 中学校 2.42%	小学校 0.19%以下 中学校 2.01%以下	
公立高等学校1年生の中途退学率及び中途退学者数	公立高等学校(全日制・定時制)の1年生の中途退学率及び中途退学者数。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。中途退学者は全学年のうち1年生の占める割合が高くなっていることから、特にこの学年を対象とした。	平成22年度の数値を根拠として、公立高等学校1年生の中途退学率及び中途退学者数を平成22年度から約2割減らすことを目指して、この目標値を設定。平成28年度までの達成を目標とした。	3.0% 1,059人	2.7% (28年度) 1,000人以下 (28年度)	
公立高等学校における中途退学率	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学率。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であり、また、全生徒数の減少傾向を考慮すると、人数の比較ではなく、中途退学率で指標を示す方がより効果を検証できることから、この指標を選定した。	平成30年度までに、平成24年度の全国平均(全日制1.0%・定時制11.7%)以下の数値にすることを目標とした。	全日制 1.24% 定時制 11.81%	全日制 1.0%以下 定時制 11.7%以下	

生徒指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
いじめの解消率(再掲)			92.8%	100%	58

人権を尊重した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
人権感覚育成プログラムを実践した学校の割合	公立小・中学校、高等学校で、人権感覚育成プログラムを踏まえた実践を教育活動全体の中で行った学校の割合。 学校における人権教育の指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒の人権感覚を育むため、この指標を選定した。	人権感覚育成プログラムを踏まえ参加体験型の学習を実施することが児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成に役立つことから、すべての公立小・中学校、高等学校において実践することを目標とした。	71.7%	100%	60

健康の保持・増進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
食育指導の取組時数	公立小・中学校における小学校5年・中学校1年の児童生徒とその保護者に対する「食に関する指導」の総時間数の平均。 総時間数は、教科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動、児童生徒会活動、PTA活動などにおける「食に関する指導」の時間数の合計。 児童生徒に、更に望ましい食習慣を身に付けさせることなどを旨として食育を進めるためには、教職員の共通理解の下、家庭、地域と連携しながら、授業や各種活動(PTA活動を含む。)など、教育活動全体を通じた食育を推進していくことが必要である。そこで、各校での食育指導に係る取組の時間数を指標とし選定した。 小学校5年・中学校1年は教科における「食に関する指導」を重点的に行う学年であることから、指標の対象とした。	平成30年度までに約2割増とすることを旨として、この目標値を設定した。	小学校5年 47.5時間 中学校1年 30.2時間	小学校5年 57.0時間 中学校1年 36.2時間	62

体力の向上と学校体育活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
体カテストの5段階絶対評価で上位3ランク(A、B、C)の児童生徒の割合	各学校で実施している体カテストの種目ごとの記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3ランクに入る児童生徒の割合。 客観的な基準により体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定した。	学校体育や運動部活動の充実などにより、上位3ランクに入る児童生徒の割合を増加させることを目指して、この目標値を設定。平成28年度までの達成を目標とした。	小学校 80.0% 中学校 85.1% 高等学校(全日制) 88.6%	小学校 80.0% (28年度) 中学校 85.0% (28年度) 高等学校(全日制) 90.0% (28年度)	64
体カテストの5段階絶対評価で上位3ランク(A、B、C)の児童生徒の割合が目標値に達した学校の割合	体カテストの5段階絶対評価で上位3ランクに入る児童生徒の割合が、校種別に設定した目標値(小学校80%、中学校85%、高等学校全日制90%)に達した学校の割合。 指標「体カテストの5段階絶対評価で上位3ランク(A、B、C)の児童生徒の割合」の目標値を、学校単位で活用し、取組を進めることにより、児童生徒の一層の体力向上が期待できることから、この指標を選定した。	毎年度1ポイント程度増加させることを目指して、この目標値を設定した。	小学校 60.8% 中学校 55.5% 高等学校(全日制) 49.0%	小学校 65.0% 中学校 60.0% 高等学校(全日制) 55.0%	

基本目標 Ⅲ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

教職員の資質能力の向上

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
「主体的な学び」の実現に関する研修を受講し「授業実践」を行った教員の人数	協調学習 [○] など児童生徒の「主体的な学び」の実現を可能にするための授業手法の研修を受講し、「授業実践」を行った教員の人数。 児童生徒の「主体的な学び」が実現するためには、教員の資質能力の向上が必要であることから、この指標を選定した。	毎年度1,200人程度増加させることを目指して、この目標値を設定した。	748人	6,750人	68

学校の組織運営の改善と魅力ある県立高校づくり

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
学校関係者評価 [○] の結果を保護者などへ複数の方法により公表している県立学校の割合	学校関係者評価の結果を保護者や地域住民などへ複数の方法により公表している県立学校の割合。 現在、すべての県立学校において学校関係者評価の結果をホームページで公表している。 各学校がその他の方法を工夫しながら、更に積極的に保護者や地域住民などに評価結果を公表し、それに基づく改善を一層進めることが重要であることから、この指標を選定した。	すべての県立学校において、学校関係者評価の結果をホームページ及びその他の方法により公表することを目標とした。	55.9%	100%	72

子供たちの安心・安全の確保

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
公立小・中学校の耐震化率	「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数の合計が全棟数に占める割合。 学校施設は児童生徒が一日の多くの時間を過ごす場所であるとともに、震災時には避難所として使用される施設であり、耐震性の確保が重要であることから、この指標を選定した。	市町村が策定した耐震化計画や国の施設整備基本方針を踏まえ、平成27年度までに県内すべての公立小・中学校の校舎などの耐震化を達成することを目標とした。	93.1%	100% (27年度)	74
生徒が参加する救急救命(AED)の操作方法を含まない講義を実施している県立高等学校の割合	生徒が参加する救急救命(AED)の操作方法を含まない講義を実施している県立高等学校の割合。 生徒が危険予測・危険回避などの安全意識を身に付けることに加えて、支援者としての自覚を持ち、安心・安全な社会づくりに貢献できるようになることを目指して、この指標を選定した。	現在県立高等学校では、95.0%の学校で救急救命(AED)の操作方法を含まない講義を実施しているが、生徒が参加している学校の割合は59.7%である。 「共助」の考えから、すべての県立高等学校で生徒が参加する講習を実施することを目標とした。	59.7%	100%	

学習環境の整備・充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
公立高等学校教員のうち校務にICT ^① を活用することができる ^② と回答した教員の割合	文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、公立高等学校教員のうち校務にICTを活用することが「わりにはできる」、「ややできる」と回答した教員の割合。 教員の事務の効率化を図るためにはICTを活用する能力が必要であることから、この指標を選定した。	ICT環境の整備は、教員が校務にICTを活用することにより、事務が効率化されることを目的の一つとしている。全国上位となる90%を目標値とした。	84.4%	90.0%	76

私学教育の振興

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
私立幼稚園・高等学校の耐震化率	私立幼稚園・高等学校の園舎・校舎における「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数の合計が全棟数に占める割合。 私立幼稚園・高等学校に通う園児・生徒が安心して学ぶことができる環境を整備する必要があることから、この指標を選定した。	私立幼稚園・高等学校において、平成27年度までに安心して学ぶことができる環境を整備することを目標として、この目標値を設定した。	幼稚園 68.0% 高等学校 82.4%	幼稚園 100% (27年度) 高等学校 100% (27年度)	78

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育支援体制の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
「親の学習 ^① 」講座の年間実施回数	埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。 家庭教育力の向上のためには「親の学習」を推進することが重要であることから、この指標を選定した。	家庭教育力の向上を図るため、現状値から5割程度増やすことを目指して、この目標値を設定した。	1,146回	1,700回	82

地域の教育力の向上

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがあると回答した小学生の割合	全国学力・学習状況調査などにおいて、「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く。)に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある」という質問に「よくある」、「時々ある」と回答した小学校6年生の割合。 子供たちの教育に地域の大人がどの程度関わっているかを示すものとして、この指標を選定した。	半数の小学生が地域の大人に勉強などを教えてもらったり、一緒に遊んでもらったりすることを目標とした。	42.0%	50.0%	84

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
小・中学校における学校応援団の年間活動回数	公立小・中学校における学校応援団の1校当たりの年間平均活動回数。 すべての小・中学校で学校応援団が活発に活動することが、学校・家庭・地域の教育力の向上につながることから、この指標を選定した。	年間の授業日数などを考慮し、子供たちが学校に通う日には学校応援団が毎日活動することを目標として、平成28年度の目標値を設定。これを平成30年度まで維持することを目標とした。	209回	210回	86

基本目標Ⅴ 生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

学び合い共に支える社会を目指す生涯学習の推進

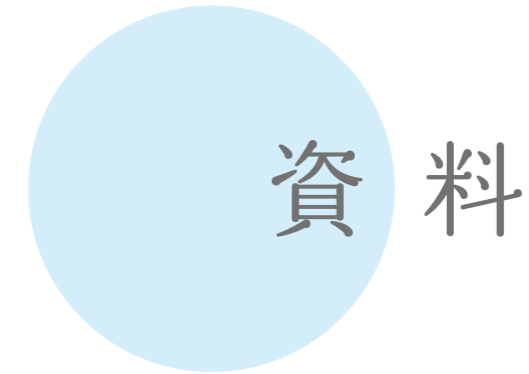
施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合	県政サポーターアンケートにおいて、「生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を生かしている」と回答した人の割合。 学び合い共に支える生涯学習社会の実現のためには、主体的・自発的に学習し、その成果を適切に生かすことが必要であることから、この指標を選定した。	半数の人が生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を生かしていることを目標とした。	45.4%	50.0%	90

文化芸術の振興と伝統文化の継承

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
県立美術館・博物館の年間利用者数	<p>県立美術館・博物館における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数。</p> <p>美術館や博物館は文化芸術の振興や伝統文化の継承の核となる施設であり、その運営の成果を示すものとして、この指標を選定した。</p>	<p>年間利用者数を現状値よりも25,000人増加させることを目指して、この目標値を設定した。</p>	712,000人 (23年度)	737,000人	92

スポーツを通じた元気な埼玉づくり

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)	頁
週1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合	<p>県政世論調査において、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動、スポーツ通勤などを含めて、「スポーツを週に1回以上行っている」と回答した県民の割合。</p> <p>スポーツを推進する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>国のスポーツ基本計画（平成24年度～）では、10年間を見通したスポーツ実施率を3人に2人（65%程度）と見込んでいることから、平成30年度までに60%以上とすることを目標とした。</p>	48.3%	60.0%以上	94
スポーツに関する施策に対する県民満足度	<p>県政サポーターアンケートにおいて、スポーツに関する施策に「満足している」又は「ある程度満足している」と回答した県民の割合。</p> <p>今後、市町村やスポーツ関係団体、民間事業者などを含め、県を挙げて誰もがスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めることを目指して、この指標を選定した。</p>	<p>平成24年度の県政サポーターアンケート結果（60.5%）と、平成23年度の県民満足度調査結果（69.5%）を踏まえ、県民の4人に3人がスポーツに関する施策に満足することを目標とした。</p>	60.5%	75.0%	



- ◆ 策定の経緯
- ◆ 用語の解説

1 次期埼玉県教育振興基本計画策定検討会議における審議

教育委員6名からなる会議を設置し、有識者との意見交換などを踏まえ、計画案を検討した。(設置要綱、委員名簿は別記)

なお、計画原案の作成等のため関係部局(教育局17課1センター、知事部局13課、警察本部1課)からなる庁内組織を設置した。

2 県民からの意見

大綱を公表し、埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、FAX、電子メールにより意見・提言を募集した。

募集期間 ● 平成25年9月3日～10月2日

意見・提言数 ● 38人3団体から205件の意見・提言

(参考) 埼玉県政世論調査において「県教育行政」を課題調査として実施した。

調査対象 ● 満20以上の男女個人 3,000人

調査期間 ● 平成24年7月6日～29日

主な調査項目 ● 子供たちが身に付ける必要がある力、
力を入れて取り組むべきこと(小学校・中学校・高等学校)など

3 策定までの流れ

年月日	事項	内容
平成24年 9月25日	第1回策定検討会議	重点的な検討課題の決定 次期計画策定に向けた委員の意見発表
10月29日	第2回策定検討会議	有識者との意見交換① グローバル化に対応する人材の育成について 西水 美恵子氏(シンクタンク・ソフィアバンク・シニアパートナー、 元世界銀行南アジア地域担当副総裁)
11月 8日	第3回策定検討会議	有識者との意見交換② 社会的自立について 原田 泳幸氏(日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長兼CEO)
12月20日	第4回策定検討会議	有識者との意見交換③ 学力について 渡辺 良氏(国立教育政策研究所 総括客員研究員・ PISA調査総括責任者)

平成25年 1月10日	第5回策定検討会議	有識者との意見交換④ 教員の資質能力向上と学校組織運営について 荒瀬 克己氏(京都市教育委員会 教育企画監、 元京都市立堀川高等学校長)
1月24・28日	第6・7回策定検討会議	教育関係17団体からの意見聴取
2月19日	第8回策定検討会議	重点的な検討課題についての意見交換のまとめ
5月23日	第9回策定検討会議	「確かな学力と自立する力の育成」について
6月 6日	第10回策定検討会議	「豊かな心と健やかな体の育成」について
6月27日	第11回策定検討会議	「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」 「家庭・地域の教育力の向上」 「生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進」について
7月17・23日 8月 7日	第12・13・14回策定 検討会議	大綱案について(1)・(2)・(3)
9月 2日	教育委員会・知事	大綱を決定
9月 3日～ 10月 2日	県民コメント	「大綱」を公表し、県民の意見・提言を募集
11月 7日	第15回策定検討会議	計画案について

平成26年 1月 9日	教育委員会	計画案を審議
1月27日	知事	計画案を決裁
3月11日～ 3月12日	県議会文教委員会	第53号議案:「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定 について」を審査
3月26日	県議会本会議	第53号議案:「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定 について」を継続審査と決定
4月24日	県議会文教委員会 (初顔合わせ)	第53号議案:「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定 について」を執行部から説明
7月 7日	県議会文教委員会	第53号議案:「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定 について」を審査
7月11日	県議会本会議	第53号議案:「第2期埼玉県教育振興基本計画の策定 について」を可決(修正可決)
7月11日	教育委員会・知事	計画を策定

有識者の職業は会議時点のもの

別記

次期埼玉県教育振興基本計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県において、教育基本法第17条第2項の規定に基づき次期埼玉県教育振興基本計画(教育の振興のための施策に関する基本的な計画)を策定するに当たり、幅広い視点から検討するため次期埼玉県教育振興基本計画策定検討会議(以下「策定検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 策定検討会議の委員(以下「委員」という。)は、教育委員をもって充てる。

(役割)

第3条 策定検討会議は、次期埼玉県教育振興基本計画の原案について検討する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 策定検討会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、教育委員長である委員とする。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 策定検討会議の事務局は、教育局教育総務部教育政策課に置く。

2 策定検討会議の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、策定検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

次期埼玉県教育振興基本計画策定検討会議委員名簿

氏 名	任 期
樋 爪 龍太郎	平成24年 9月～平成24年12月
齊之平 伸 一	平成24年 9月～平成25年 3月 (※1)
前 島 富 雄	平成24年 9月～平成25年 7月
清 水 松 代	平成24年 9月～平成25年12月 (※2)
原 田 隆 史	平成24年 9月～平成26年 3月
千 葉 照 實	平成24年 9月～平成26年 3月 (※3)
吉 田 敬 岳	平成24年12月～平成26年 3月
関 根 郁 夫	平成25年 4月～平成26年 3月
高 木 康 夫	平成25年 7月～平成26年 3月
藤 崎 育 子	平成25年12月～平成26年 3月

〈座長としての任期〉

- ※1 平成24年 9月～平成25年 3月
- ※2 平成25年 4月～平成25年 9月
- ※3 平成25年 9月～平成26年 3月

本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	5・40 41・49・76 77・110
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。特に血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。	63
	いじめ防止対策推進法	平成25年9月に施行され、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている。基本的な事項として、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」策定の努力義務、各学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」策定や「いじめの防止等の対策のための組織」設置の義務などを規定している。	2 54
	インクルーシブ教育システム (inclusive education system)	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。	46 47 105
	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、職業観・勤労観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。	43
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。	23・82 83・99 110
	か	カーナビデータ分析図	児童生徒の登下校時における交通安全対策に活用するため、埼玉県全域を対象に自動車一般道走行時の「急ブレーキ発生箇所図」と「平均走行速度図」の2種類の記録を集計したもの。
学級がうまく機能しない状況		授業が成立しないなど、集団教育という学級の機能が成立しない状況。	58 59
学校応援団		学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	2・12・23 75・84・85 86・87・98 99
学校評価・学校関係者評価		学校教育法第42条を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価 (自己評価)、保護者など学校関係者による評価 (学校関係者評価) のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価 (第三者評価) がある。	72 73 79 109

行	用語	説明	頁
か	学校ファーム	学校を単位に農園などを設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	53
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。	23・42 43・46 49・104
	教育に関する3つの達成目標	「学力」(=知)、「規律ある態度」(=徳)、「体力」(=体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	2・6・7・32 33・34・35 52・53・64 65・98・102
	協調学習	学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態。	35 100 108
	県民スポーツの日	スポーツに対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、県民全体でスポーツに関する取組を推進し、もって明るく健康で豊かな県民生活の実現を図るために設定した日。平成16年3月に、6月の第1日曜日を「県民スポーツの日」として制定。	13 95
	交流及び共同学習	障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する学習形態のこと。障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つもの。	47
	国際バカロレアディプロマプログラム	国際バカロレア認定校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を与え、海外などの大学進学へのルートを確保するとともに、学生の柔軟な知性の育成と、国際理解教育の促進に資することを目的として国際バカロレア機構が作成、実施するプログラム。そのうち16歳から19歳まではDP (Diploma Programme: ディプロマプログラム) に分類される。	73
	子育ての目安「3つのめばえ」	小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。	45 82 83
	古典の日	平成24年9月に「古典の日に関する法律」が公布・施行されたことにより、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、11月1日が古典の日として定められた。古典の日の日付は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認できる最古の日付である寛弘5年(1008年)11月1日にちなんでいる。	93
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するために平成24年に制定された。	44

第1章 総論
第2章 施策の展開
基本体系
第2章 施策の展開
基本目標Ⅰ
第2章 施策の展開
基本目標Ⅱ
第2章 施策の展開
基本目標Ⅲ
第2章 施策の展開
基本目標Ⅳ
第2章 施策の展開
基本目標Ⅴ
第3章 計画の推進に際して
資料

行	用語	説明	頁
か	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	13 85 91 99
		コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	84 85 87
さ	埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針	「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」に基づき、県が行うスポーツ施設の整備及び充実等についての具体的方策を示したもの。平成20年1月施行。	95
	埼玉県産業教育フェア	職業教育を主とする専門高校（農業・工業・商業・家庭・看護・福祉）の日頃の学習成果の発表と県民との交流を通じて産業教育についての関心と理解を高めることを目的とした催し。産業界、高等教育機関などとの連携を更に深め、生徒・教員の技術力、創造性や課題解決能力の向上を図る学習の機会でもある。	43 100
	埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例	スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的に、県の責務やスポーツに関する多様な活動の促進などを定めたもの。平成19年4月施行。	94
	埼玉県文化芸術振興計画	平成21年7月に施行された「埼玉県文化芸術振興基本条例」において、文化芸術振興の基本理念を定めるとともに、県の責務を明らかにした。この条例の規定に基づき、県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。	92
	埼玉の子ども70万人体験活動	子供の社会性豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。	2・10 52・53 98
	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。	86 87
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成24年3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。	53
	サポート手帳	乳幼児期から成人期に至るまで、障害のある者が一貫した支援を受けるとともに、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうための手帳。主として、発達障害のある方やその家族へのより良い支援を目指して作成されている。市町村で配布している。	32

行	用語	説明	頁
さ	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	47
	事件事故発生マップ	過去に県内で発生した交通事故や子供を狙った不審者情報などの発生地点を、ホームページ上において学校名などの目標物から検索、確認することができるもの。	75
	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスがとれた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。平成16年の国連総会において、平成17年からの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」として決議された。	5 40
	実践的職業教育	職業教育を主とする専門高校（農業・工業・商業・家庭・看護・福祉）が、企業や専門家、大学と連携して、新商品の企画開発・販売を行ったり、技術・技能の指導を受けたりするなど実践的な専門性を高める手法。	43
	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者）を現に監護する者をいう。）がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト（養育放棄）及び心理的虐待を行うこと。	60 61
	就職のミスマッチ	希望業種や職種、年齢、勤務条件、職業能力などについて求人と求職の間にずれがあり、希望する職がなく就職に至らないこと。また、採用後の職場の実態と入社前の情報などに格差があり、離職をすること。	4
	小1プロブレム	基本的な生活習慣が身に付いていないなどの課題があるまま小学校に入学する子供たちによって、集団生活が成立せず、授業に支障が生じる状況。	44 58 59
	障害者の権利に関する条約	障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加などを一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国が取ることなどを定めている条約。（日本は平成26年1月に批准。）	46
	人事評価制度	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や職務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組み。	68 71
	スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	文部科学省が科学技術や理数教育を重点的に行う高校を指定する制度のこと。学習指導要領によらない教育課程を編成・実施し、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発などを行う。	100
	スクールガード・リーダー	学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	75
	接続期プログラム	幼児期の教育から小学校教育への接続期における教育内容のつながりや、カリキュラム作成上の配慮事項と工夫のポイントについて、本県で作成したもの。	45 104

行	用語	説明	頁
さ	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	13 95
た	多部制定時制高等学校	1日のうちで、Ⅰ部(午前)、Ⅱ部(午後)、Ⅲ部(夜間)などのように特定の時間帯で授業を行う部を複数組み合わせることにより、午前から夜間に至るまで常時科目を開講し、生徒の生活パターンなどに合わせた科目の履修が可能である定時制課程の高等学校。	11
	多様な働き方実践企業	仕事と子育てなどの両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど複数の働き方を実践することで、女性がいきいきと働き続けられる環境づくりを行っている企業のこと。埼玉県が認定を行っている。	83
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。	45 83
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害がある児童生徒のうち、比較的障害の程度が軽度である児童生徒に対して、各教科などの指導は主として通常の学級で行い、個々の障害の状態に応じた特別の指導(「自立活動」及び「各教科の補充指導」)を行う場(通級指導教室)のこと。	47
	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。	46 48
	な	21世紀いきいきハイスクール構想	平成12年3月に、県教育委員会が平成25年度までを計画期間として策定した県立高校の将来構想。この構想に基づき、具体的な「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を平成13年(前期)、平成16年(中期)、平成21年(後期)に、それぞれ策定。
	日本語デュアルランゲージディプロマプログラム	国際バカロレアディプロマプログラムの一部の科目の授業と評価を日本語で実施するプログラム。文部科学省において導入に当たっての課題などを研究している。	73
	日本スポーツマスターズ2014埼玉大会	スポーツ愛好者の中で、競技志向の高いシニア世代(概ね35歳以上)を対象とした、総合スポーツ大会。平成13年に第1回大会が宮崎県で開催され、第14回大会が平成26年9月に埼玉県で開催される。	95
	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を備えた施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。	44 45
	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。	46

行	用語	説明	頁
は	はつらつ先生	各教科や生徒指導、進路指導などの分野において、卓越した指導力を発揮し、他の教員の模範となるなど、著しい効果を上げ、優秀な教員の表彰を受けた本県の教員。	71
	非構造部材	柱、梁、壁、床などの構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具などのこと。	74 75
	PISA調査	「生徒の学習到達度調査」(Programme for International Student Assessment)と訳され、OECD(経済協力開発機構)が実施している調査。高校1年生を対象に、知識や技能などを実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する。	14
	保育所保育指針	厚生労働省が示す、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。	45
	放課後子供教室	すべての子供を対象として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て子供たちが共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うもの。	85・86 87・99
や	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園における教育課程その他の保育内容についての基準。	45

2014-2018
第2期

生きる力  ^{さずな} 絆の埼玉教育プラン

— 埼玉県教育振興基本計画 —

2014年10月発行

編集発行 ● 埼玉県・埼玉県教育委員会

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL048・830・6990

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>